

計画案（具体的施策の展開）の修正整理表

資料 2

素案 No.	新No.	第3回素案	意見	修正案	修正等の趣旨・理由
<b>施策1 子供を虐待から守る地域づくり ① 児童相談所の体制・機能強化</b>					
1	1	児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。【こども安全課】	「増員」という言葉を入れる。	修正なし	県では国の基準に沿った増員配置を進めていくという趣旨で「適切に配置する」とした。
2	2	児童相談所の職員の専門性を向上させるため、職員研修を充実します。【こども安全課】	①職員研修の具体的な取組を入れる。 ②社会的養育に携わる人に対する研修を行うこと。	児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や法的対応力などの専門研修などを充実させます。	②については新No.25で修正対応した。
4	4	医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。【こども安全課】	医師・弁護士の配置は常勤・非常勤の方向性を示す。	修正なし	常勤医師の確保を目指す。弁護士は現時点では非常勤での確保とするが、引き続き取組の中で検討していく。
6	6	虐待等に対して迅速かつ適切な対応が図られるよう、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ、虐待情報の全件共有を図ります。また、警察署と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。【こども安全課】	警察との連携は虐待情報の全件共有が目的でなく、適切な運用を明記する。	虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。	
追加	7	追加	児相設置は中核市との協議の他、県自らが取組む必要がある。	児童虐待通告に迅速かつ適切に対応できるよう新たな児童相談所の整備を進めます。	
追加	8	追加	AIの活用を検討する。	児童相談所の業務について、AIやICT、民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組みます。	
追加	9	追加	(8/30児福審)虐待から非行行動に出る場合もあることから、非行への対応を含めた記載とする。	児童相談所において虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。	

素案 No.	新No.	第3回素案	意見	修正案	修正等の趣旨・理由
7	10	虐待(再発)防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所した子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【こども安全課】	家族支援は再構築支援よりも一般家庭に向けた支援を明記する。また①の施策ではなく③に置くのが適当。	修正なし	当該取組は児童相談所に相談があった要支援家庭への支援の取組である。なお、一般家庭へは、③の19や21において親や子からの相談にのるとともに、23で市町村における保護者への子育て講座の企画・実施する職員向け研修、24の体罰禁止の普及などの取組を行っていく。
<b>施策1 ② 一時保護の充実</b>					
追加	14	—	—	一時保護を必要とするDV被害者に同伴する子供の心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。【県民生活部】	8月30日児福審の意見を受けて追加
12	16	一時保護所において子供の権利を尊重し、環境改善に取り組み、民間機関等による第三者評価を実施するなど運営改善を図ります。【こども安全課】	環境改善は施設改修も含む内容とする。第三者評価のほか第三者委員を活用する。	一時保護所において子供の権利を尊重し、環境改善に取り組むとともに、第三者による評価を実施するなどし運営改善に取り組みます。	第三者委員の活用については、H30年度～今年度にかけて全一時保護所で第三者評価が実施されるので、検証の上、検討する。
14	18	児童養護施設における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設、里親等による一時保護委託を進めるため必要な支援を行います。【こども安全課】	施設内での混在より、一時保護専用棟などを整備する。また子供とのマッチングに係るガイドラインが必要。一時保護委託の支援は具体的内容を明記する。	児童養護施設における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設や里親等と連携する一時保護委託については、その充実を図ります。	
<b>施策1 ③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進</b>					
15	19	子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。	「いじめ」など学校教育との情報共有・連携が必要。	子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談者・保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方などを対象とした研修を実施することにより、児童虐待に適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。	No.35と同じ
21	25	子供と直接接する保育士や幼稚園教諭等を対象とした研修を実施することにより、児童虐待に対し適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。【こども安全課】	「虐待」の言葉をあえて入れないことの検討。	小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、スクールソーシャルワーカーと連携して子供を虐待から守る学校づくりを推進します。	当該取組の目的は虐待防止であることから現行どおりとしたい。 なお、地域での見守りを進めるという意味で、民生・児童委員等を加えたい。また広く児童福祉に関わる方を対象とした。
22	26	小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、子供を虐待から守る学校づくりを推進します。【人権教育課】	「スクールソーシャルワーカー」を入れる。	小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、スクールソーシャルワーカーと連携して子供を虐待から守る学校づくりを推進します。	
23	27	教職員を対象に児童虐待を早期発見・早期対応する力を養成するための研修会を実施します。【人権教育課】	「スクールソーシャルワーカー」を入れる。	教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成するとともに、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携などについて研修会を実施します。	

素案No.	新No.	第3回素案	意見	修正案	修正等の趣旨・理由
追加	29	—	(8月30日児福審)DVと虐待には関連性が強く、取組の連携を図る必要がある。	配偶者からの暴力(DV)がある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進や児童相談所等の関係機関との連携強化を図ります。【県民生活部】	8月30日児福審の意見を受けて追加
25	30	DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。【男女共同参画課】(再掲)	「DV被害母子」は父子を含む。	DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。【県民生活部】(再掲)	
追加	31	—	(8月30日児福審)DVと虐待には関連性が強く、取組の連携を図る必要がある。	DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が行われるように配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。【県民生活部】	8月30日児福審の意見を受けて追加
追加	32	—	虐待に起因する非行行動への対応など、警察の取組を入れる。	虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。(再掲)	
<b>施策1 ④ 子供の権利擁護</b>					
28	35	子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。【こども安全課】(再掲)	「いじめ」など学校教育との情報共有・連携が必要。	子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。(再掲)	
31	38	民間機関等による第三者評価制度を活用し、児童養護施設等入所児童の意向の客観的な把握に努めます。【こども安全課】	民間施設の第三者評価を活用し、入所児童の意向の客観的な評価に努めることは県で出来るのか。	児童福祉施設が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施設運営の改善ができるよう指導・助言します。	
32	39	親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度が適切に運用できるよう支援します。【こども安全課】	未成年後見制度は成年後見との関係も含めて必要な子供が支援を受けられるよう具体的内容を示す。	親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度により専門家と連携して適切に支援します。	

素案No.	新No.	第3回素案	意見	修正案	修正等の趣旨・理由
追加	41	性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。【教育局関係各課】(再掲)	性的マイノリティについて、学校だけでなく社会的養育の中で配慮することを掲げる。	児童養護施設職員等を対象に研修を行い、性的マイノリティの子供が安心して施設で生活できるように支援します。【こども安全課】	教育局の取組に加えて、本取組を追加した
<b>施策1 ⑤ 市町村の子供家庭相談体制への支援</b>					
—	—	<取組施策の順番について>	素案36以降の取組の掲載順は市町村主体の家庭相談支援の取組を中心に乳幼児の相談支援から順にまとめる。	34⇒35⇒39⇒38⇒37⇒40⇒36⇒41⇒42⇒43	※34,35は中心のため冒頭のまま。その後年齢順に一部入れ替え
37	46	市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、情報の提供その他の必要な支援を行い	「情報提供その他の」は削除した方がよい。	修正なし	関係課との調整結果による。(情報提供は取組の主たる内容の一つなので例として外せない。)
43	51	市町村が行う短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業を支援します。【こども安全課】	市町村のショートステイ等の取組の推進は、事業の趣旨、効果、県の支援内容、活用の推進が見えるよう明記する。	市町村が児童福祉施設、里親等と連携して実施する短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。	実施市町村数、利用実績の増加のため市町村への働きかけを進める。
<b>施策2 社会的養育の充実 ① 里親等委託の推進</b>					
表題	表題	社会的養育の充実	社会的養育の充実のタイトルは抜本的強化につながる言葉が望ましい。	修正なし	計画全体における表題とのバランスも考慮して現行どおりとする。里親委託の推進のため、各施策をさらに充実させていくという意味である。
44	52	保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、家庭養育の推進について、家族支援と合わせて、児童相談所の職員体制の充	里親委託の推進には児相への常勤担当職員の配置強化が必要。	保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。	—
45	55	未委託里親に対する研修や子供と交流中、又は委託直後の里親を訪問するなどの支援を行います。【こども安全課】	未委託里親の訪問支援は委託直後のみではないので、誤解されない表現が必要。未委託里親の支援は実施主体等の内容を明確にする。	未委託里親に対する委託中の里親宅での実習や子供との交流を進めるなど委託の推進に取り組みます。また、委託後も訪問するなどして切れ目のない支援を行います。	
46	56	里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する、里親フォスタリング事業など民間と連携した里親登録を推進します。【こども安全課】	フォスタリングは全児相で、また市町村と共同して取り組む必要がある。フォスタリングの推進に関連して既存里親の支援をしっかりと行うことが必要。	里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組みます。	市町村との連携については当該取組の中で行っていく。

素案No.	新No.	第3回素案	意見	修正案	修正等の趣旨・理由
追加	57		里親に対する施設と連携した取り組みや既存里親の支援を明記してもらいたい。	児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。	この他、2③の施設整備の項に再掲する。
追加	58		里親のリクルート等の登録推進は、既存の取組を含めて幅広く盛り込んだ内容とする。里親制度の周知については里親会と施設団体で連携して行っている。	市町村、里親・児童福祉施設、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していきます。	
追加	59		里親と子供とのマッチングが重要。実現可能性を判断するためには委託の中身のデータの分析が必要。里親等へのアンケートを実施してほしい。	里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。	里親等委託率の達成については、里親の登録促進や委託後の支援、民間との連携した取組、実親同意の促進、ファミリーホームの増設・適性な運営支援などにより里親等委託を進める。 また、介入と支援の分離により家族支援も強化するなどし、里親等委託の向上に取り組む。里親にはアンケートを実施するなどし、里親等の意見を取組に反映させる。
—	—	—	本県の養育里親及び養子縁組里親のダブル登録を活かした里親委託の推進を図る。	修正なし	当該取組は本県の里親登録制度において里親のニーズに基づいて運用されてきており、今後も引き続き取組の中で実施していく。
—	—	—	里親登録の目標値が必要。	修正なし	県が里親等委託率を達成する中で、登録数の向上に取り組んでいく。
—	—	—	里親委託率目標の達成に向けた具体的取組の列挙、実現性の検証が必要。	修正なし	上記のとおり新たな取組も加え、里親委託の推進に取り組んでいく。
—	—	—	予算規模の議論が必要。	修正なし	具体的な事業については、毎年度、県の予算編成の中で決定する。
49	60	ファミリーホームの周知を図るとともに、必要な支援を行い、開設を促進します。【こども安全課】	ファミリーホームへの委託も効果大きい。ファミリーホームについては運営体制が施設より脆弱であり、支援が必要。	ファミリーホームの設置促進のため、里親等に制度の周知を図るとともに、開設に係る相談に応じ、支援します。	ファミリーホーム制度の周知・活用を進めるとともに、開設後の指導・支援の充実を図っていく。

施策2 ② 特別養子縁組等の推進

素案 No.	新No.	第3回素案	意見	修正案	修正等の趣旨・理由
50	61	児童相談所において、パーマネンシー(永続的)保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関とも連携した取組を進めます。【こども安全課】	民間あっせん機関・市町村との連携の具体的内容を記載する。(51も同様)	児童相談所において、パーマネンシー(永続的)保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する手続きや養親等への支援について助	—
51	62	支援が必要な妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。【こども安全課】	支援の具体的内容を記載する。母子保健担当課(健康長寿課)を担当課に入れる。	出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。	当該取組の担当課は、こども安全課であるため現行どおりとする。なお、取組の中で、市町村の母子保健担当の協力のもと実施していく。
<b>施策2 ③ 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成</b>					
56	67	児童福祉施設において個々の子供に応じたきめ細かいケアが可能となるように職員の確保やケア体制の充実を図ります。【こども安全課】	国要領の高機能化・機能転換の内容が見えにくい。該当する所にケアの質を高められるようにみたいな文言が必要。	児童福祉施設において個々の子供に応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。	—
59	70	専門的ケアを行う施設である児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。【こども安全課】	児童心理治療施設の機能強化については、増設を含め検討を行っている。	修正なし	整備の在り方について現在議論中であるため、現行どおりとする。
60	71	母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。【こども安全課】	母子生活支援施設の関係は、福祉事務所担当しているので所掌する課も入れておいた方がいいのではないか。	修正なし	母子生活支援施設の相談窓口は福祉事務所であるが、主務課はこども安全課である。
61	72	被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員の研修の充実を図るとともに、児童福祉施設の運営指導をきめ細かく行います。【こども安全課】(再掲)	施設職員に限らず「等」を入れた方がいい。	被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童福祉施設等への指導・支援をきめ細かく行います。	—
追加	75	—	多機能化が読み取りづらい。地域の全ての子供を支えるという視点、そもそも分離しないという視点を感じ取れる表現にしてほしい。	児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童福祉施設の多機能化を支援します。	—
追加	76	—	多機能化の取組を再掲する。	児童養護施設における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設や里親等と連携し、一時保護委託を進めます。(再掲)	一時保護施設の整備、児童家庭支援センター、施設との連携による里親等家庭支援の3つについて、この章に再掲で掲載。

素案No.	新No.	第3回素案	意見	修正案	修正等の趣旨・理由
追加	77	—	多機能化の取組を再掲する。	児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。(再掲)	
追加	78	—	多機能化の取組を再掲する。	児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。(再掲)	
追加	79	—	県立児童養護施設の機能強化について追加する。	国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入を進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。	—
<b>施策2 ④ 入所児童の自立支援</b>					
64	80	進学や就労を目指す義務教育終了後の児童に対して、共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームの充実を図ります。【こども安全課】	自立援助ホームについては、どう充実させるのか分からない。	家庭での養育が困難な児童に対して、共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。	—
69	85	児童養護施設の退所者等が社会の中で孤立することを防ぎ、必要に応じて関係機関による支援につなげることができるよう、退所者等が相談し、交流することができる拠点をつくります。【こども安全課】	前段の「関係機関の支援」が後段の「交流拠点を作る」によって取組が狭まっている。	児童養護施設の退所者等を支援する交流拠点を活用し、退所者等の孤立化を防ぎ、関係機関と連携し個々のニーズに合った支援を行います。	—
72	—	障害児支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設などの連携を図ります。【障害者支援課】(再掲)	中退者の支援を入れてほしい。	削除	当該取組は入所児童の自立支援になじまないため削除するが代替案を検討中。
追加	88	—	社会的養育経験者のアンケートを行い、取組、振り返りに活かす。	退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、取組に活かします。	